

## 住所不明組合員の脱退処理の公告

定款第 10 条第 2 項および「住所不明組合員の脱退手続きに関する規約」に基づき、2022 年以降住所の所在が確認できず、2025 年 1 月 20 日までに住所変更の申し出がない組合員を、2025 年 3 月 20 日をもって自由脱退処理を行う予定であることを公告いたします。

なお、該当の組合員より住所変更の申し出がされ、住所の確認がされた場合は脱退処理の対象から除外します。

2025 年 1 月 20 日

生活協同組合 コープみえ

理事長 鈴木 稔彦